答 弁 第 二 三 八 号平成二十八年四月十五日受領

内閣衆質一九〇第二三八号

平成二十八年四月十五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員柿沢未途君提出日本で開催される国際交流競走に出走する外国馬の検疫に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柿沢未途君提出日本で開催される国際交流競走に出走する外国馬の検疫に関する質問に対

する答弁書

一について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、 畜産の振興を図るため、 農林水

産大臣の指定する動物等を輸入した者は、家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条

第一項及び第三項の規定により、 動物検疫所等において家畜防疫官から同法第三十六条及び第三十七条の

規定の違反の有無並びに同法第五条第一項に規定する監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無につい

ての検査を受けなければならないこととされているためである。

一及び三について

御指摘の国際交流競走に出走する外国馬が増加しない要因については、 中央競馬の開催者である日本中

央競馬会からの聞き取りによれば、 日本馬の資質の向上等により、 強い日本馬との競走をちゅうちょする

場合が増加してきている傾向にあると聞いており、また、 国際交流競走に出走するため輸入される外国馬

の検疫は、 特別な飼養管理を行う必要性に配慮して、 家畜伝染病予防法第四十条第三項ただし書の規定に

_

より農林水産大臣が指定する場所で行われているところであることから、御指摘のような検疫制度との間

の関連があるとは考えていない。